

いわて 公益法人だより



臨時号
(R8年3月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
定期提出書類の切り替わりについて(公益法人)	P3～4
新制度における控除対象財産について(公益法人)	P5
法人の連絡先アドレスについて(公益法人・移行法人)	P6～7

【事務局からのお知らせ】

これまで、令和7年4月からの制度改革関連の内容をお知らせしてきましたが、今回をもって一区切りとなります。今後は、従来の発行間隔(年に数回程度)に戻した上で、引き続き公益法人制度に関する有益な情報をお届けしますので、日々の業務に役立てていただけますと幸いです。

また、異動等で担当者が変わる時期でもありますので、法人の通知用メールアドレスが最新のものになっているか、古いアドレス・無効のアドレスが登録されたままになっていないかの確認を行っていただきますようお願いいたします(P6～7参照)。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL:03-5403-9669 (平日10時～16時45分)

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「開示情報の充実」「提出書類の簡素化・合理化」に関して、定期提出書類の切り替わりについてお知らせします。

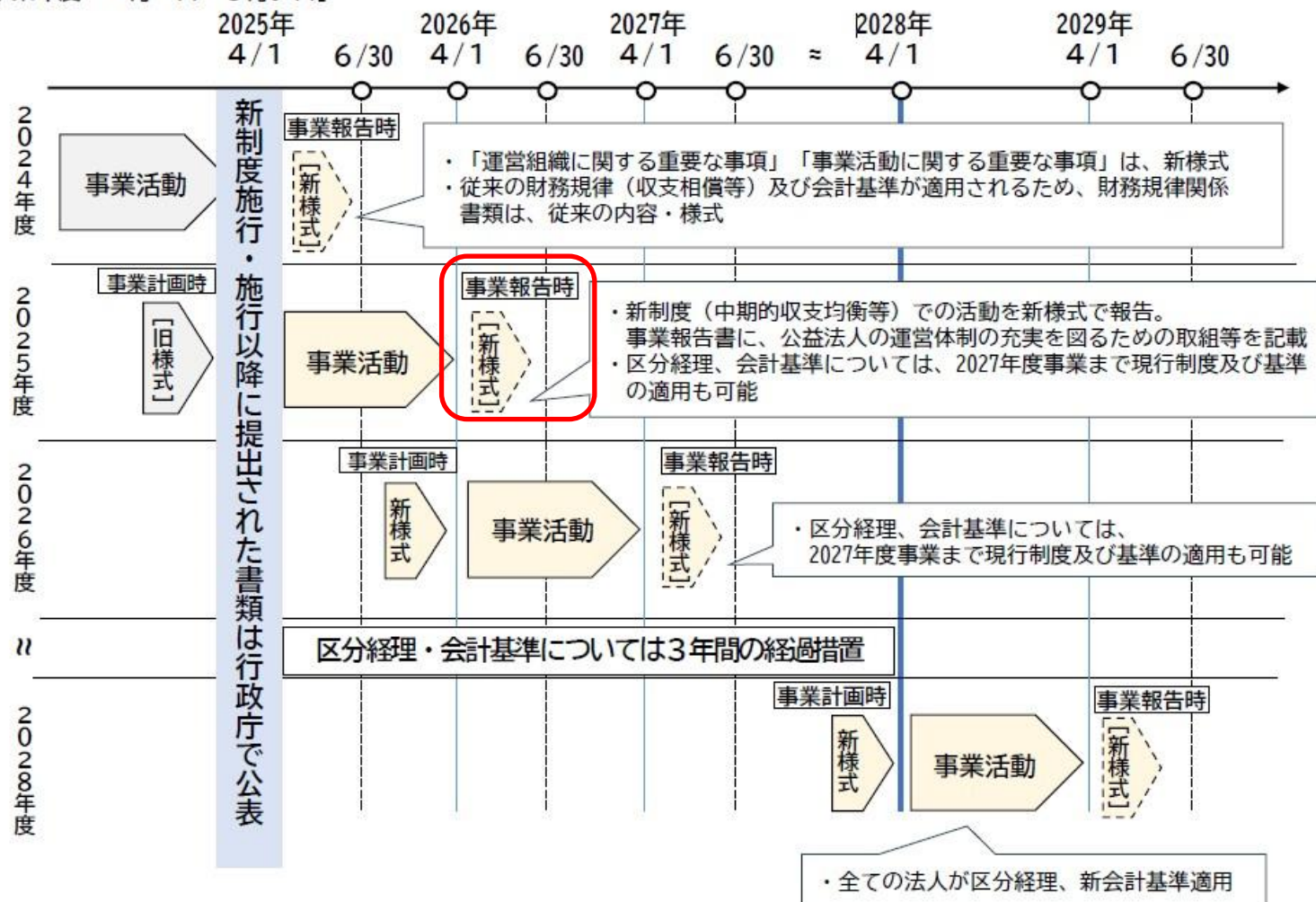
また、「使途不特定財産」と関連する控除対象財産について紹介します。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理等 ・ 「予備財産」の要件	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話

定期提出書類の切り替わりについて①

制度改正による定期提出書類の切り替わり時期については以下のとおりです。
直近で変更となる事項(赤枠)については次ページで紹介します。

【事業年度：4月1日～3月31日】



定期提出書類の切り替わりについて②

令和7年4月1日以降に開始した事業年度に係る事業報告においては、一部の様式が切り替わります。新様式で作成する必要がありますので御留意ください。

令和7年度事業報告時の書類

財産目録
役員等名簿(R7事業年度末日における役員等記載)
報酬等支給基準
キャッシュ・フロー計算書
運営組織に関する重要な事項
事業活動に関する重要な事項
事業・組織体系図
新別表A 中期的収支均衡 … ①
新別表B 公益目的事業比率 … ②
新別表C 使途不特定財産額 … ③
別表H 公益目的取得財産残額
特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
資産取得資金資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
社員名簿
貸借対照表及びその附属明細書
損益計算書及びその附属明細書
事業報告及びその附属明細書 … ④
監査報告
会計監査報告
確認書(国税)・納税証明書(地方税)
社員資格得喪の細則
会員等に係る細則
寄附の使途の特定内容が分かる書類

赤枠の書類が「財産目録等」に該当
⇒ 行政庁による公表対象

- ①中期的収支均衡
- ②公益目的事業比率
- ③使途不特定財産額

制度改正後の財務規律への適合性を記載
現行の「別表F 費用額の配賦」は②に統合

④事業報告及びその附属明細書

公益目的事業の実施状況及び運営体制の充
実を図るための取組(ガバナンス取組)を記載

※ガバナンス取組については、R7.12臨時号で紹介しています。

新様式の記載方法等については、最新(令和7年12月25日版)の
『定期提出書類の手引き(公益法人編)』を御参照ください。

URL: <https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/bjjsik7v50.pdf>

※必ず【令和7年4月1日以降に開始した事業年度用】を使用してください。

新制度(使途不特定財産)における控除対象財産について

制度改正後の控除対象財産について紹介します。

名称	内容	区分経理との関係	備考
公益目的保有財産	公益目的事業に継続的に使用している公益目的事業財産が該当する。複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、固定資産(土地・建物の実物資産のほか、運用目的の金融資産も含む。)が基本的に想定される。	公益目的事業会計	旧制度の公益目的保有財産(1号財産)が基本的には該当する。
法人活動保有財産	特定の使途に継続的に使用されている公益目的事業財産以外の財産が該当する。公益目的事業財産以外の財産で、複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、区分経理上は、収益事業等会計又は法人会計に計上された固定資産が基本的に想定される。	収益事業等会計 法人会計	旧制度の「収益事業等その他の業務又は活動に供する財産(2号財産)」が基本的には該当する。
旧5号財産は、内容に 応じていずれかに区分			
公益充実資金	公益目的事業に係る特定費用準備資金(旧規則第18条)及び資産取得資金(旧規則第22条第3項第3号)を統合し、法人の実情や環境変更に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、使途変更の柔軟性等を高めたものとして、今般の制度改革で創設されたもの。	公益目的事業会計	旧制度の資産取得資金、特定費用準備資金(いずれも公益目的事業に係るもの)が対応する。
資産取得資金	特定の法人活動保有財産の取得または改良のため、法人の任意で積み立てる資金であり、区部経理上は収益事業等会計又は法人会計に計上され、特定費用準備資金と同様の要件を満たす必要があり、特定費用準備資金に関する規定が準用される(認定規則第31条及び第36条第4項)	収益事業等会計 法人会計	旧制度の資産取得資金(収益事業等会計又は法人会計に係るもの)が対応する
特定費用準備資金	公益目的事業以外の特定の将来の活動の支出のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金(要件は認定規則第31条参照)	収益事業等会計 法人会計	旧制度の特定費用準備資金(収益事業等会計又は法人会計に係るもの)が対応する
指定寄附資金	寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く。)。新会計基準では、指定寄附資金の使用見込みを明らかにするため、指定寄附資金の受入年度別残高および使途目的計画を開示することとされた	公益目的事業会計 収益事業等会計 法人会計	旧制度の6号財産(交付者の定めた使途に従い使用・保有している資金)が基本的には対応する

旧制度においては、交付者の定めた使途がある公益目的事業に係る資金から生じた果実について、指定正味財産の部に計上する会計処理を行い、旧6号財産として控除対象財産に整理することが行われてきました。

新制度においては、これに対応するものとして指定寄附資金が設けられましたが、旧6号財産とは異なり、**当該資金から生じた果実を含めないもの**とされています。したがって、会計基準の経過措置を利用する法人であっても、**令和7年4月1日以降に開始した事業年度からは、果実を指定寄附資金に含めることはできません。**

なお、制度改正前に旧6号財産に区分していた果実については、相当の期間内に費消することを前提に、引き続き、指定寄附資金として控除対象財産に区分することができます。

法人の連絡先アドレスについて①

県では、法人の皆さまに対し、電子申請システムに登録されているメールアドレスあてに通知等(『いわて公益法人だより』を含む。)を発信しています。
確実な受信のため、メールアドレスの定期的な確認をお願いします。

★ 受信できない場合に考えられること

- ・ 事務担当者の個人アドレスを設定しており、異動による変更が反映されていない
- ・ メールソフトの迷惑メール対策によるもの
- ・ アドレス登録時の文字入力誤り(「.(ピリオド)」と「,(カンマ)」の打ち間違い等)

★ 登録メールアドレスの変更手順

- ① 公益法人インフォメーションの電子申請窓口からログイン
- ② ホーム画面の法人名表示箇所の[法人情報を変更する] をクリック

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 **i**nformation

文字サイズの変更 標準 大 特大 ログイン ログアウト S001

ホーム 電子申請・届出、状況照会を行う 過去の申請を見る 行政庁からの通知を見る 電子申請マニュアル

ホーム

現在、アナウンス情報はありません。 状況を更新

法人名	コウエキザイダンホウジンテストギョウセイチョウウイフデケンキョウカイエー
法人コード	: 公益財団法人テスト行政庁(岩手県)協会 A
最終ログイン日時	: A025036
	: 令和6年11月25日 14:36:24

法人情報を変更する 代理人を追加・編集する

<電子申請システムの御利用に当たって>
定期提出書類の御準備に当たりましては、「重要なお知らせ」に掲載中の簡易マニュアルを御一読いただきますようお願いいたします。

(次ページに続く)

法人の連絡先アドレスについて②

③ [メールアドレス(通知用)]に変更後アドレスを入力

メールアドレス(通知用)	必須	<div>例) mailaddress@pictis.go.jp (半角英数2000桁以内)</div> <div></div>
<p>※半角カンマ「,」で区切って入力してください。</p> <p>※申請・届出などの受付確認、その他の修正のお知らせなどに使用しますので、 普段よく使うアドレスを複数個指定することをお勧めします。</p> <div>▼ テストメール送信</div>		

④ ページ右下 [▼ 変更内容を確認](#) をクリックし、次ページへ

⑤ [法人情報を変更する](#) をクリック (更新完了)